

○京都府立大学新自然史科学創生センター規程

(令和3年京都府立大学規程第4号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規程第1号。以下「学則」という。）第10条の規定により、新自然史科学創生センター（以下「センター」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、新たな自然史科学の創生を担う人材の育成、自然科学に基づく生物多様性とその創出機構及び生態環境に関する研究の推進と研究成果の府民への還元等を行うことにより、生物多様性の解明や生態環境の保全に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新自然史科学の創生及び研究に関すること
- (2) 生物多様性とその創出機構及び生態環境に係る研究に関すること
- (3) 新自然史科学、生物多様性とその創出機構及び生態環境に関する教育（以下「新自然史科学教育」という。）の実施に関すること。
- (4) 新自然史科学教育に係るFD活動、生物多様性とその創出機構及び生態環境に係る研究の自己点検・評価活動の実施に関すること
- (5) 新自然史科学、生物多様性とその創出機構及び生態環境に係る研究成果の府民等への還元に関すること
- (6) その他センターの設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 学則第14条の規定により、センターに新自然史科学創生センター長（以下「センター長」という。）を置き、学長が指名する。

- 2 センターに副センター長を置き、センター長の指名により学長が任命する。
- 3 センターは、第1項及び第2項に定める者のほか、文学部、公共政策学部及び生命環境科学研究科から選出された教員（以下「学部選出教員」という。）によって構成する。
- 4 前項の学部選出教員は、所属学部又は研究科の長の内申に基づき、学長が任命する。
- 5 第1項から第3項に定める者のほか、センター長が学長の下承を得て、必要と認められた者を構成員に加えることができる。
- 6 センターに特任教員、客員教員、特別研究補助員（以下「特任教員等」という。）を置き、共同研究員を受入れることができる。

(任期)

第5条 センター長、副センター長及び学部選出教員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長)

第6条 センター長は、センターの業務を総括する。

(副センター長)

第7条 副センター長はセンター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営委員会)

第8条 センターの運営及び所掌事項について企画・実施するため、センターに運営委員会を置き、次に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 学部選出教員の中からセンター長の指名により学長が任命した者

(4) その他センター長が必要と認めた者

2 センター長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に参加させ、意見を聴くことができる。

3 運営委員会は、第4条第6項に定める特任教員等の選考及び共同研究員の受入承認を行う。

(会議)

第9条 センター長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、構成する委員の3分の2以上の出席がないときは、開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第10条 センターに、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

(事務局)

第11条 センターに事務局を置く。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年12月24日から施行する。